

## 研究ノート

## 大阪堂島米商会所創立事件の経過

津 川 正 幸

## 1

堂島米商会所の創立は、すでに、当時の新聞人の報道の若干を拾って紹介したように<sup>1)</sup>、「其創業ノ際ニ当リ発起人ト米商人トノ間ニ於テ大ヒナル紛議ヲ生シ久シク和解ヲナスニ至ラ」<sup>2)</sup> ざる混乱を生じ、しかも「加フルニ条例規則ノ旨趣稍々厳密ニシテ又従前ノ如ク売買ノ自由ナラサルヲ以テ市場ノ景況モ茲ニ一変シ殆ント不振ノ姿アリ」<sup>3)</sup> といわれるような状態を結果した。

ところで、いまこの創立をめぐる紛争の経過を知ろうとしても、かつて大阪府庁に保有されていた取引所関係史料は第二次大戦の戦火に焼失し、その写本も殆んど残存していない。また、関西大学に所蔵される堂島文書のなかで、明治9年のものは、「記録」(美濃紙45枚)と「日記」<sup>4)</sup> のわずか2冊でそのなかで、この紛争に関するものは断片的な記事しか見出しえないような状態である。

その他には、筆者自身いまだ閲覧の機を得ていないが、他日に希望をつないでいる資料として、裁判所の記録が残されている。なにはともあれ、現在までに入手しえた資料を紹介し、創立事件の経過をたどってみよう。

- 1) 拙稿「大阪堂島米商会所の創立」経済論集17—6
- 2) 3) 大阪商工会議所編『大阪商業史資料』20—93
- 4) 関西大学経済・政治研究所刊『調査と資料』第8号『堂島米商会所日記』(1)として、明治9・10年分を収録

## 2

鴻池善右衛門ほか15名の発起人により、明治9年9月4日附の願書をもって届け出られた堂島米商会所創立願は、同年9月25日、大阪府権知事渡辺昇から、聞き届けの旨が通達

された。

これよりさきに明治9年8月11日、勸商局長内務大丞、河瀬秀治郎の名において、大阪府権知事宛に「今般米商会所条例御頒布に付ては、該業志願のもの出願の順序、及び従前の米油限月取引の儀、期限取纏方等、此際遷延に及び候ては、御府下ハ咽喉の場所ニ付、自然御趣意も一般貫徹致さず、随て人心方向を失し候様の儀これ有り候ては以の外に付、此度本省中録松野和邦御府下へ出張命じられ候間、篤と御協議の上開業願出のものハ成規ニ倣ヒ、早々伺出相成る様<sup>1)</sup>」との注意と配慮があった。もっともその配慮については、それ相応に、天下の台所大阪の米穀取引についての実力と歴史があったことはいうまでもない。したがって、明治9年9月30日限りをもって、堂島米会所の廃止が達せられ、太政官第105号公布米商会所条例によって新しく米商会所創立を勧める行政指導に、一時的ではあったにしろ、堂島米仲買・米穀問屋・米仲買等の米商中約300人は、米穀取引の休止やむなきにいたり、将来への不安もあって種々の苦情の出るであろうことを予見してのことであつたらうか。

その「条例規則ノ旨趣稍々厳密ニシテ」とも、「自然御趣意も一般貫徹致さず、随て人心方向を失し候様の儀これ有り云々」ともいわれた「米商会所条例」<sup>2)</sup>とは、

從來各地方ニ於テ差許置候米油限月売買一切差止め、自今米穀売買相場取引致度者ハ、会社規則取調可願出旨、明治7年第12月第138号ヲ以テ布告候処、今般更ニ米商会所条例、別冊ノ通相定候条、營業致度者ハ右ニ照準可願出、此旨布告候事。

(別冊)

## 米 商 会 所 条 例

### 第1条 緒 言

第1節 米商会所ハ米穀流通ノ為メ米商人ノ集会シテ売買取引ヲ為ス所ナリ、而シテ協同結社之ヲ創立セントスル者ハ、内務卿ノ免許ヲ請フヘシ

第2節 内務卿ハ地方ノ景状ヲ察シ、之ヲ創立スルノ緊要ナルヤヲ考定シ、之ヲ許可スルト否トノ權ヲ有ス

第3節 米商会所營業ハ5ケ年ヲ以テ1期ト定ム、右満期ノ際猶之ヲ保続セント望ム者ハ更ニ其趣ヲ申立、内務卿ノ免許ヲ請フヘシ

### 第2条 会所創立ノ手續

第1節 米商会所ヲ創立スルニハ、發起人10人以上ニシテ、資本金ノ総額3万円以上タル

ヘシ

第2節 資本金ハ百円ヲ以テ1株ト定メ、発起人総員ニテ必資本金総高ノ半額以上ニ当ル株数ヲ所持スヘシ

第3節 会所ノ発起人ハ、創立願書ニ此会所ヲ創立セントスル地方ノ従来米穀聚散ノ実況及ヒ将来売買ノ目的ヲ詳悉シ、各記名調印シ、区戸長ノ奥書ヲ得、会所創立証書及定款申合規則等ヲ添へ、之ヲ地方官庁ヘ差出スヘシ

第4節 地方官庁ニ於テハ、願人共ノ身元行状ヲ検知シ、且其目的ノ利害障碍ノ有無ヲ識別シ、又会議所等ノ設ケアル地方ニ於テハ其集議ヲ取り、併セテ之ヲ参酌シ、相当ト思量スルトキハ意見書ヲ添へ、内務卿ヘ具申スヘシ

### 第3条 開業ノ手續

第1節 発起人等ニ於テ会所創立ノ許可ヲ受ケタル時ハ、直ニ其旨新聞紙又ハ其他ノ方法ヲ以テ世上ニ公告シテ他ノ株主ヲ募ルコトヲ得

第2節 発起人ハ其募ニ応シタル株主等ト共ニ集會ヲ為シ、第5条ノ限定ニ従ヒ、差向キ5人以上ノ肝煎及ヒ正副頭取等ヲ選任スヘシ

第3節 此頭取肝煎等ハ、資本金総高ノ3分ノ2ニ当ル現金、或ハ日本政府ノ公債証書此公債証書ハ時々相場ノ昂低ヲ以テ増減スヘシト雖トモ明治7年大蔵省乙第28号達ノ価格ヨリ減少スヘカラスヲ、其地方官庁或ハ国立銀行ニ預ケ、公正ナル預リ証書ヲ乞受ケ、其写ヲ内務卿ニ差出シ、開業免状ヲ請求スヘシ

第4節 会所ニ於テ開業免状ヲ受ケタル上ハ、其免状ノ写ヲ添へ、何月何日ヨリ其商業ヨ創ムヘキ旨ヲ新聞紙又ハ其他ノ方法ヲ以テ世上ニ公告シ、始メテ之ニ従事スルコトヲ得

### 第4条 社印ノ用方並印鑑差出方等ノ手續

第1節 開業免状ヲ得テ其商業ヲ創メントスルニ当リ、会所ノ印ヲ刻シ、頭取以下諸役員ノ印ト共ニ其印影ヲ一纏メニシテ、内務卿ニ差出スヘシ、若シ改刻スル者アルトキハ其都度之ヲ差出スヘシ

第2節 会所ノ諸願届書又ハ諸証書約定書及ヒ往復ノ文書等ニ至ルマテ、会所一般ニ關スル事ハ、其会所ノ名義ヲ用キ会所ノ印ヲ捺シ、頭取肝煎等之ニ署名加印スヘシ

### 第5条 役員ノ程限

第1節 会所ノ役員ト称スル者左ノ如シ

頭取 副頭取 肝煎

以下支配人書記等ノ名義ヲ以テ役員ヲ定ムルハ会所ノ都合ニ任ヌ

第2節 会所ノ役員タル者ハ、該会所ニ於テ売買本人又ハ仲買人トナルコトヲ許ルサス

第3節 右役員ハ、株主ノ定例総集會ノ節、投票ヲ以テ10株以上ヲ所持シタル株主中ヨリ

肝煎ヲ撰挙シ、肝煎ハ其同僚中ヨリ正副頭取ヲ推任シテ新旧交代セシムヘシ

#### 第6条 役員ノ職務

第1節 頭取ハ会所ノ事務ヲ総轄シ、他ノ役員ヲ指揮シ、会所一切ノ責ニ任ス

第2節 頭取ハ肝煎分掌ノ事務ヲ定ムヘシ

第3節 副頭取ハ頭取ヲ助ケテ其事務ヲ共成シ、時トシテハ其代理ノ任ニ当ルヘシ

第4節 肝煎ハ支配人書記等ノ役名ヲ議定シ、其者等分掌ノ課程及ヒ俸給ヲ定メ、社中差  
 繰ノ事ヲ判決シ、金穀ノ出納ヲ管理シ、株主ノ衆議ヲ取ラントスル事柄アル時ハ、之ヲ  
 招集スルコトアルヘシ

第5節 肝煎ハ毎月何回ト定メタル會議ノ議員トナルヘシ

第6節 肝煎ハ其同僚中又ハ頭取ニ於テ職任ニ不適當ノ行ヒアルカ、又ハ之ヲ怠ル者アル  
 トキハ臨時委員ヲ定メ、次ノ肝煎會議ノ日ニ無名投票ヲ以テ3分ノ2以上ノ説ニ從ヒ、  
 之ヲ退轉セシムルコトヲ得

#### 第7条 株主ノ権利制限及株式譲渡ノ手續

第1節 株主ハ会所ノ本主ニシテ、会所資本ノ一部ヲ入金シ、其入金高ニ応シタル株券ヲ  
 所持シ、以テ株數相当ノ權利ヲ有シ、營業上ノ損益ヲ負担スル者ナルカ故ニ、時々ノ景  
 況ニ着目シ、金員及ヒ出納勘定帳簿ヲ検閲セント求ムルノ權アリ

第2節 株主ハ肝煎ノ承認ヲ經テ売買本人又ハ仲買人ト為ルコトヲ得、其場合ニ於テハ別  
 段証人ヲ要セスト雖トモ、仲買人タルノ身元金ヲ出サシムルコト第8条第3節ノ通りタ  
 ルヘク、売買上ニ於テハ之ヲ仲買人ト稱スヘシ

第3節 株主ハ何等ノ事故アルトモ、会所解散ノ期ニ至ラサル時間ハ、其株金ヲ取戻スコ  
 トヲ得ス

第4節 株主ハ肝煎ノ承認ヲ受タル上ニテ其所持ノ株式ヲ売渡シ譲与ヘ又ハ質入抵当ト為  
 スコトヲ得ヘシ、但其質入抵当ト為シタル時間ハ、總會理事ノ時發言ノ權ナク、又役員  
 ノ撰挙ニ応スルコトヲ許サス

第5節 株主其所持ノ株式ヲ売渡シ又ハ譲与ヲ為ス時ハ、其売買授受雙方ヨリ連印ノ証書  
 ヲ会所ニ差出スヘシ、会所ハ此証書ヲ請取リタル時ニ、株主帳ノ姓名ヲ書改ムヘシ、若  
 シ右手續キヲ為ササル間ハ、証書売買授受ノ効ナキ者トス

#### 第8条 仲買人入社ノ手續

第1節 仲買人トハ肝煎ノ承認ヲ經、相当ノ身元金ヲ差入レテ自己ノ売買取引ヲ為シ、又  
 ハ社外人ノ依頼ヲ受ケ仲買人ト為リ之ニ從事スル者ヲ云フ、但他人ノ依頼ヲ受ケ仲買ヲ  
 為シタルトキハ、其依頼人ノ姓名住所等ヲ其時々肝煎ニ申告スヘシ

第2節 仲買人タラントスル者ハ、会所ニ於テ定タル期日迄ニ書面ヲ以テ肝煎ニ申出ヘシ、此書面ニハ姓名住所及丁年ナル事米商人タル事等ヲ詳記シテ、之ニ調印シ且2名以上証人ノ連印ヲ要ス

第3節 仲買人タルノ身元金ハ少クトモ百円以上タルヘシ

第4節 仲買人退社セントスルトキハ、其旨趣ヲ書面ヲ以テ肝煎ニ申出ヘシ、肝煎ハ之ヲ受ケテ10日間之ヲ会所ニ張出シ置キ会所ニ連帯シタル計算上ノ関係ナキヲ認メタル上ニテ、其退社ヲ許シ、身元金ヲ返付シテ証人ノ責任ヲ解クヘシ

#### 第9条 商会所一般ノ規則

第1節 会所ニ於テハ仲買人ノ身元金及ヒ証拠金ヲ使用スヘカラス

第2節 会所ハ売買上ノ差違レヲ解キ、違約ノ処分ヲ為スノ義務アリ

#### 第10条 売買取引ノ手続

第1節 会所ニ於テ為ス所ノ売買取引ハ、現場ト定期ノ二様ニ分チ、必ズ現米金ノ受渡シヲ為スヘシ、但定期ノ分ト雖トモ其期限3カ月ヨリ永カルヘカラス

第2節 売買ヲ約シタルトキハ、売買主ノ雙方ヨリ其約定ノ証拠金ヲ会所ニ預リ置クヘシ、此証拠金ハ少クトモ約定代金高10分ノ1宛ヲ下ルヘカラス、又証拠金ノ外ニ時々相場ノ高低ニ依リ追証拠金増証拠金等ヲ差入シムルコトヲ得ヘシ

第3節 売買約定ノ期日ニ至ツテハ、会所役員立会ノ上、現米金ノ受渡ヲ為シ、其取引ヲ終ルヘシ

第4節 定期約定期限内ニ甲ヨリ乙ニ売リシ米ヲ、乙ヨリ甲ニ買戻シ、又ハ甲ノ乙ヨリ買ヒシ米ヲ甲ヨリ丙ニ売ルコトヲ得ヘシ、但最初ニ定メタル期日ニ至テハ、必ズ現米金ノ取引ヲ為スヘシ

#### 第11条 手数料並ニ口銭ノ制限

第1節 会所ニ於テ売買雙方ヨリ收領スヘキ手数料ハ、売買金高千分ノ2ニ超ユルヘカラス

第2節 仲買口銭ハ其依頼人トノ示談ニ任スト雖トモ、会所ニ於テ予メ其制限ヲ立ルモ妨ケナシトス

第3節 手数料口銭ハ其決算ノ時ニ至リ売買取引ニ関スル他ノ債主ニ先ツテ之ヲ收受スルコトヲ得

#### 第12条 会議ノ規則

第1節 会所ノ会議ヲ分ツテ肝煎會議ト株主總集會トノ二類トス

第2節 肝煎會議ハ毎月何回ト定メ、頭取ヲ以テ議長ト為ス、此會議ニ於テ發言ノ權ハ1

人ニ付1説ト定メ、衆説ヲ取りテ其議事ノ可否ヲ決シ、若シ可否ノ數相半ハスルトキハ議長ノ判決ニ任カス

第3節 右會議ニ當リ出席定員半ハニ充タサルトキハ、其議事ヲ始ムルヘカラス、但急遽ノ事件ハ格別ナリトス

第4節 株主ノ総集会ハ毎年1度又ハ數度例日ヲ定メテ之ヲ開ク、此集会ハ頭取肝煎ノ撰挙及ヒ会所營業ノ実況計算ノ損失ヲ議スルヲ主務トス

第5節 株主5分ノ1以上ノ請求又ハ肝煎ノ衆議ニ依リテハ臨時總集会ヲ開クコトヲ得

第6節 總集会ニ於テノ發言ノ權利決議ノ方法ハ便宜ニ從テ之ヲ定ムヘシ

第7節 總集会ニ於テノ議長ハ頭取又ハ株主中ヨリ撰挙スルモ妨ケナシ

#### 第13条 資本金増減ノ手續

第1節 会所ニ於テ資本金高ヲ増減セントスル時ハ、總集会ノ決議案ヲ具シ、頭取肝煎其次第ヲ詳記シ、内務卿ノ指揮ヲ受クヘシ

第2節 右増減ノ許可ヲ得タル上ハ、直ニ世上ニ公告シ、其増減セシ名前書ヲ取纏メタル上、内務卿ニ届出、且地方官庁或ハ銀行ニ預ケタル營業保証ノ金額ヲ増減スヘシ

#### 第14条 損益金計算ノ定規

第1節 頭取肝煎ハ毎年兩度以上營業ノ總決算ヲ為シ、其内税金並ニ積立金其他一切ノ社費ヲ引去リ、残り損益高ヲ以テ株數ニ割リ合セ、之ヲ株主ニ分賦スヘシ

第2節 右計算表ハ、株主ニ分賦ノ日ヨリ15日以内ニ内務卿ニ届出、且世上ニ公告スヘシ

#### 第15条 納稅手續及ヒ積金規則

第1節 会所ノ税金ハ、明治8年5月第88号布告ニ照準シ、前半年分ハ7月中、後半年分ハ翌年1月中之ヲ地方官庁へ上納シ、地方官ハ一般取稅手續ニ依リ、租稅寮へ送達スヘシ

第2節 株主等へ配當スヘキ純益金1ケ年1割、即百分ノ10以上ノ利息ニ當ルトキハ、肝煎ノ衆議ヲ以テ、割賦高ノ内幾分ヲ引去リ、之ヲ積立テ以テ非常準備金ト為スヘシ

#### 第16条 報告ノ定規

第1節 頭取肝煎ハ株主及ヒ役員仲買人ノ進退又ハ売買ノ実況等ヲ詳記シ、之ヲ内務卿ニ申告スヘシ

#### 第17条 官員検査規則

第1節 内務省又ハ地方官庁ヨリ時トシテ官員ヲ派出シ、会所營業ノ模様其他諸帳簿等ヲ検査セシムルコトアルヘシ、若シ右ニ付疑問等アル時ハ逐一答弁ヲ為スヘシ

#### 第18条 諸願届他ノ書類上達ノ定規

第1節 会所ヨリ諸願届其他ノ書類及ヒ報告書共内務卿へ差出サントスルニハ、都テ正副3通タルヘク、其正副トモ必ス捺印シテ地方官庁ヲ經由スヘシ

第19条 罰 則

第1節 会所ノ役員及株主仲買人等此条例ヲ犯スカ、又ハ役員タル者株主仲買人ノ条例ニ背犯シタルヲ不問ニ措キ、又ハ背犯セシメタル実証アルトキハ、役員並ニ本人トモ其事ノ軽重ニ依リ30円以上300円以下ノ罰金ヲ科スヘシ

第2節 官員検査ノ節、簿冊書類ヲ差出スコトヲ拒ミ、又ハ疑問ニ答弁ヲ為ササル者アルトキハ、頭取又ハ其主任者へ50円以下ノ罰金ヲ科スヘシ

第3節 会所限り違約人ヲ処分シ、過怠等ヲ申付クルハ、除名或ハ株式身元約定証拠金ノ高ニ超ユヘカラス

以上のように、19条、59節からなる詳細な条例規則で、この規則の概略は米商中の大半が承知していたであろうし、その若干の条・節は創立をめぐる葛藤に関係があったらうと思われるので、あえて長文を掲げた。

残存する資料で年月の最も古い米商中の異議申立ては次にあげる9月27日付の「御尋問書」<sup>3)</sup>である。

御 尋 問 書

這般米商会所条例并成規之御布告ニ基キ、諸般整備之上開業相成候ニ付テハ、從來施行之諸務判然革新可有之、然ル上ハ兼テ相備有之候身元金利子、且会所収納之内諸費引去、過不足決算實際若御所分及現今之諸建築、尚該会所所属諸物品等一同公平之処分冀望、此段連署ヲ以御尋問ニ相及候也。

明治9年子9月27日

和田庄助 外 281名

米会所御頭取御衆中

これによると、すでに旧米会所の身元金利子、収支決算、会所諸建築物について、一同公平の処分を望み、その処分の実際を尋問しており、のちの紛争の拠点となった諸点がこ

の時点で明らかにされている。

ところがこれよりさき、堂島米商会所では創立発起人16名と10株加入の株主（進藤嘉七、北村治助、田中源三郎、長谷川伊左衛門、山脇恒右衛門、加賀定次郎）6名に通達し、9月11日15名の参加者によって肝煎選挙を行ない8名の肝煎を得票によって上位得票18枚から7枚までの8人に決定した。（得票数は拙稿「大阪堂島米商会所の創立」経済論集17—6を参照されたい。）

しかし、最下位で当選した山本新次郎が、紛争発生後の10月2日に「商業向ニ差支候ニ付辞職」を願ひ出て、その結果、次点6枚を得票した北村治助・加賀定次郎の2名の該当者のうち、協議のうえその跡役に北村治助をあてることを取り極めている<sup>4)</sup>。そのことに直接の関係はなかったかもしれないが、創立事件の経過中に加賀定次郎をふくむ次の3名が退社を願ひ出ているのはなにか関連することがあるかに考えられる。

#### 退社御願口上覚<sup>5)</sup>

1. 先般米商会所創立相成候ニ付而は、私共10株入社仕候処、末々御開業不相成、然ルニ手元都合ニ寄、今度退社仕度候間、此段御開済ニ為成下度候也

明治9年10月14日

長谷川 伊右衛門  
山 脇 恒右衛門  
加 賀 定次郎

発起人御中

山本新次郎の役員辞職は、その理由として「商業向ニ差支」とあるとおりとすれば、米商会所条例第5条第2節の規定からおして当然の辞職とも考えられる。ところがその跡役北村治助はともかくとして、肝煎・役員選挙は、第5条第3節「投票ヲ以テ10株以上ヲ所持シタル株主中ヨリ肝煎ヲ撰挙シ、肝煎ハ其同僚中ヨリ正副頭取ヲ推任シテ新旧交代セシムヘシ」の規定からすると堂島米会所の肝煎役員におかれた人びとは、いずれも旧米会所の役員を経験した人びとであって、なんら新旧交代をみていない。しかも摂津派とよばれる米商中からは1人の肝煎も役員も選ばれてはいない。それは後に、「翁（芝川又平）及兼松房次郎、堂島派の代表となり、摂津派と交渉に交渉を重ね、遂に摂津派1名を重役



に割込ませることにより妥協成立を見たるが如し。』<sup>6)</sup>と述べられていることからして、肝煎・役員選挙も紛争の一因となっていることが推察される。

なおまた、条例第7条第3節の規則によれば、株主の株金は、いかなる理由があろうとも会所開散のときまではこれを取戻すことが出来ないと規定しているが、それを譲渡または売渡ではなくあえて退社願で受理し、その30株のうち20株は進藤嘉七に増株所持させているのも疑問を残す<sup>7)</sup>

- 1) 大阪府取引所関係資料写本
- 2) 商工行政史刊行会編『商工行政史』上巻 小谷勝重『日本取引所法制史論』 1057ページ
- 3) 大阪府取引所関係資料写本
- 4) 5) 関西大学所蔵堂島文書 明治9年『記録』
- 6) 芝川又四郎『芝蘭遺芳』
- 7) 堂島文書 明治9年『記録』

### 3

ついで明治9年10月、いよいよ堂島・摂津両派の紛争は中盤戦にもちこまれ、摂津派旧米商中は代理人本庄一行を立てて論戦をはり、実力行使で米商会所創立妨害の挙に出たのに対し、堂島派も代理人佐久間俊明に依頼してこれを受けてたち、10月7日には旧米商中から堂島米商会所役員を相手どり、大阪裁判所検事局に出訴におよんだ。ようやく報道陣も活発に事件をとりあげるようになり世情不穏の状態となったが、次の2通の資料はその間の経過を物語る。

#### 至 急 御 願<sup>1)</sup>

1. 元米会所之儀ハ、本年9月30日限御廃止相成候ニ付、元米商400余名之内300余名之者共、代人本庄一行ト申者え委任致、米会所建造物并諸物品等ハ総テ米商之共有物ニ付、引請度忤ト此程中より彼は苦情申立候云々も有之、昨29日午後3時頃、金方頭取所管ノ通帳ヲ、牧村清右衛門ナル者ヲ以テ両換店え為相運候途中、米商山脇恒三郎出店より何者トモ不相分者突然右帳面ヲ奪ヒ取り候趣ニテ、右清右衛門倉皇立チ帰り候折柄、帳面ヲ奪ヒ取りシ者会所え罷越シ、自ラ脇山格正ト名乗り、頭取ニ面会致度旨申入候得共、右様之暴人ト対談ス可キ謂レ無之ニ付、面接不致、直様前同断警察屯所え届ケ出候処、

直様巡查御出張之上、双方屯所え御連レ帰りニ相成り、彼是御調へ相受候次第ニ御座候。加之昨夜深更ニ至ル迄、前書脇山格正外2名之者、無体ニ元米会所へ入り込ミ、飲酒之上高咄シ等致シ立去り不申、本日ニ至リテモ猶米商其他ノ者4、50名計リモ入込ミ居リ、動モスレハ暴動ノ気色ヲ顕シ申候、右元会所ハ兼テ拝借致置候官物も有之、其他私共之職務上ニ付未タ取扱ヒ掛リノ事件モ有之、必要ナル帳面等モ差置候場所ニ御座候処、前顯之所為ニ被及官物等紛失致候テハ実ニ申訳無之、且取扱掛リノ事務モ相運ヒ不申、随テ新規会所ノ開業ニモ差シ支リ候様之勢ニ立至リ実ニ難渋ニ耐ヘス、然レトモ前顯申上候通容易ナラサル暴勢ニテ、人民相對ヲ以テ抗拒難致候間、何卒政府之御保護ヲ以テ、諸建造物ヲ始メ其他諸物品并ニ帳面等夫々御取締リ被成下度奉願上候。以上。

明治9年10月30日

元米会所頭取 田 中 喜 助  
松 本 弥 助  
同次席 山 本 新 次 郎

大阪府権知事 渡 辺 昇 殿

手 続 書<sup>2)</sup>

1. 明治9年10月30日、大阪府ヨリ元米会所御封印ニ相成候始末御尋ニ相成左ニ申上候。

元米会所之儀ハ、本年9月30日御廃止相成候処、米商共ノ難渋尠ナカラサル趣ヲ以申出之廉も有之ニ付、新規御規則ニ照準シ会所開業相願ヒ、已ニ御許可ニ相成候処、右規則中2ヶ条再伺ノ筋有之、伺中米商和田庄助外281名ヨリ、突然別紙尋問書差越シ候ニ付、右ハ最初米商共ヨリ依頼ノ意味トハ稍相違致候様被存、不審ニハ存候得共、何分承リ候上相当之取扱可致ト存シ、翌28日、米商共20名計呼寄、尋問書中公平ノ所分云々ハ何等ノ処分ヲ希望致候哉、巨細可申聞置候処、同10月2日、福岡県士族本庄一行外米商14、5名計罷越、元米会所并附属ノ建造物等米商ノ共有物ニ付、引度度旨懸合有之、彼是談判中、同3日ニ至リ、前書本庄一行之名義ヲ以、元会所建造物等ハ米商ノ共有物ニ付、処分ニ可及云々書面ヲ以、同商ノ者え掛合候趣も相聞へ、且米商共大勢入替リ私共ノ家宅辺ヲ徘徊シ、私共ノ挙動ヲ視察スル等、何分穩ナラサル勢ニテ、全ク最初依頼ノ主意トハ相違致候様相見得候ニ付、此儘打捨置候テハ如何様之義ニ立至ルモ難計ト存シ、大阪府士族佐久間俊明ニ右一条示談之義代理相頼ミ置、其旨前方へ通知致置候処、其後ハ取詰タル示談も無之、5、6日相立候内、前書米商会所規則再伺ノ廉御許可相成

候ニ付、同会所ヨリ不日開業ノ掛札致置候処、10月28日午後5時頃、米商方ヨリ右掛札ヲ取外シ彼是混雜ニ及ヒ、同29日午後3時頃、金方頭取所管ノ通帳ヲ持チ行カセ候途中、米商方ノ者3、5人ツツ処々ニ屯集シ居リ、遂ニ脇山格正ナル者之ヲ奪ヒ取り、其他両3名元会所へ入来リ、深更ニ及フ迄飲酒高咄シ致シ立去リ不申、翌日ニ至リテハ米商其ノ他ノ者共4、50名計モ米会所え入込引取不申、且前頭掛札取り外サン候ニ付、尚又拝借ノ浜地へ建札致シ置候処、本日午後4時頃、本庄一行之ヲ抜き取、彼是容易ナラサル勢ニ相見得心痛ニ堪へ不申、右元会所之儀ハ、拝借之官物も有之、其他私共元職務上之義ニ付、未タ取扱ヒノ事件も有之、右ニ必要ナル帳面等も差置有之候処、前頭之次第ニ付、如何様之不都合ヲ生スルカモ難計ト存シ、別紙之通御取締ヲ府庁え願上候処、御官員御出張ニテ、双方共御退ケノ上、御封印相成候義ニ御座候。

明治9年11月14日

元米商会所頭取 田 中 喜 助◎  
 松 本 弥 助◎  
 山 本 新 二 郎◎

大阪裁判所 検 事 御 局

これによると、前掲9月27日付の尋問書を受け取った会所側では、翌28日に米商中のおもだった者20名を呼びよせ、事情を申し聞かせた。ところが承服しかねた米商中は、福岡県士族代言人本荘一行を代理人に立て、10月2日日本荘と米商14、5人同行で談判に乗り込み、翌3日書面をもって同件の念書を取ろうとした。また米商中へも、米会所共有物なる故に公平の処分をしたいので存じ寄りのことがあるならば申し出るようとの案内状を出し、抗議の準備をすすめた。一方米商中は徒党を組み、会所役員の居宅周辺を徘徊し、役員の挙動監視を続け側面から会所役員を牽制した。ここにいたって会所側も代理人に大阪府士族佐久間俊明を立て、談判の態勢をととのえ米商中側へもその旨を通達した。その後はずまず穏当な状態をたもったが、すでに事件は裁判所に出訴されていた。10月28日、米商会所は開業案内の掛札をかけ、同日午後5時頃、米商中はこれを取りはずし、それを契機に沈滞していた不満が触発され混乱が再発した。翌29日米商人達は会所周辺に三三五五たむろし、米商山脇恒三郎出店にたむろした1人、脇山格正と名乗る者によって、銀行通いの使用人から会所通帳が奪い取られ、獲物を手にした連中は、会所建物に押し入って、深夜にいたるまで飲酒高咄して氣勢をあげ、翌30日はその数を増して会所に坐り込み

をかけるの不穩な状態をひきおこした。

他方、検事局においては、訴えの諸件の調査をすすめた。次にあげる資料がそれである。

御 届<sup>3)</sup>

1. 私共義、本年10月31日、大阪裁判所検事御局ヨリ御召出之上、元米社所建造物并ニ諸物品等、米商中ノ共有物ト否ラサルトノ性質御尋問相成候ニ付、昨1日別紙之通手続書ヲ以奉申上候所、猶受書之通、元頭取ヨリ引受候金1,700円余ノ原由、并ニ頭取名義ノ成立、且出米手数料ノ性質、來ル4日迄ニ巨細取調可申上旨被仰付候。此段御届奉申上候。以上。

明治9年11月2日

元米会所頭取 田 中 喜 助<sup>㊤</sup>  
松 本 弥 助<sup>㊤</sup>

大阪府権知事 渡 辺 昇 殿

奉 差 上 口 上 書

1. 元米会所之義ニ付、昨31日、私共御召出之上、建造物并ニ附属之物品等、米商中ノ共有物ト否ラサルトノ性質御尋問ニ付、左ニ奉申上候。

1. 米会所之儀ハ、明治4年4月、堂島浜通1丁目横町ニテ、堀清太郎持家ヲ借受、事務取扱居候処、横町ニテハ税金取立方ニ不都合有之趣ニテ、該時之頭取磯野小右衛門外1名ニテ、当米会所ニ相成居候23番地并故(估券カ)ト建家共買取置キ、明治6年6月12日、大阪府へ願上新築致候。就テハ貯金無之ニ付、他借致普請成就致候。右入費金額左ニ、

1 金6,060円45銭5毛

内金 1,208円

磯野小右衛門・進藤嘉七ヨリ、明治5年9月、家屋敷買受置、其後同人共頭取在勤中、米商ニ抱ラサル積立金ヲ以相払候事。

金 495円99銭7厘

磯野小右衛門外1名ヨリ、右同人共同抹在勤中、米商ニ不抱積立金ヲ以テ、新築之節払渡候事

金 360円45銭3厘5毛

此金員ハ、米商中身元金ノ利子ニシテ、則明治7年1月ヨリ同年3月迄ノ分也。之レヲ以テ同年3月30日、前頭他借ノ廉へ返済。

金 600円

約商中身元金利子ヲ以、明治7年6月30日返済。右同断4月ヨリ6月迄ノ分ヲ以テ6月30日返済。

金 900円

米商中身元金利子ヲ以、明治7年12月返済。

金 500円

米商中身元金利子ヲ以、明治8年12月返済。

金 1,000円

明治8年6月、廃税後、頭取手数料ノ内ヨリ返済

ノ 相済

1. 浜地許借米市場建築入費左ニ

金 5,235円70銭5厘5毛

内訳

金 3,041円42銭2厘8毛

現米受渡之節ノ会所役員出役手数料トシテ、10石ニ付4升宛、米商ノミニ不限、総テ米買主ヨリ受取。内2升5合ハ米取扱雇人へ遣シ、5合ハ現米積方役へ相渡シ、残り1升ハ頭取出役入費ニ宛候定例ニテ、右1升ノ内ヨリ入費ヲ相償ヒ、残金ヲ積置或ハ貸附候元利ヲ以払渡候事

金 2,194円28銭2厘7毛

明治8年6月、廃税後ノ頭取手数料ノ内ヲ以テ払渡候事。

ノ 相済

右2ヶ条、脇書之通出金致候者ニテ、米商中出金致候廉ハ、僅カニ身元金ノ利子3,660円45銭3厘5毛也。因テ米商ノミノ共有物ニ無之者ト奉存候事。

1. 米会所之儀ハ、通常ノ会社杯トハ異ナリ協議ヲ以設立致候者ニ無之候。何レトナレハ、頭取役之義ハ、税金取立ノ為メ大蔵省ヘ伺之上、更ニ大阪府ヨリ被仰付候義ニテ、会所設立ノ諸入費ハ総テ官費ヲ以テ御下ケ渡相成候ノミナラス、諸物品等モ御買入ニ相成候処、明治6年3月15日、更ニ会所役員并ニ月給諸入費共1ヶ年金7,000ト被相定、右金額ニ過不足有之共、頭取ノ所置ニ被任候儀ニテ、既ニ明治7年分金400円余、定額金ニテ不足相立候ニ付、頭取中ヨリ出金致候儀モ有之候。

然ル所、明治8年6月15日、廃税被仰出候就テハ、会所相廢可申所、米商中ヨリ手数料として、夜越米10石ニ付、日別5厘宛、日仕舞10石ニ付、1厘2毛宛差出し申候ニ

付、從來ノ通売買保証取扱被成下度旨頭取え頼談ヲ受ケ、右手数料ヲ以私共請負ト相心得、従前之通会所事務取扱候テ宜敷哉、大阪府へ伺出候處、従前之定額金同様可相心得旨御指令相成候ニ付、既ニ明治8年6月廢税ノ頃ヨリ、同年12月迄ノ手数料ハ、夫々諸入費ヲ引去リ過金有之アルニ付、頭取共へ分配致、尤此段大阪府へ届濟相成有之候。是則一旦米商共より手数料之価額ヲ定メ、頭取共へ委託致シ候者ニ付、其委託ヲ受ケタル上ハ、仮令如何程過金有之共、頭取共ニ於テ負担スヘキモノナレハ、米商共ニ更ニ關係無之者ニ御座候。

因之、本年9月30日限り、米売買御廢ニ相成候得共、会所事務未タ相片付不申、目今頻リニ取調中ニテ、多分入費モ相係リ居候得共、官ヨリ御下金無之ハ勿論、米商共ヨリ1錢タリトモ出金不致候儀ニ付、右手数料ニテ入費不足アル時ハ、頭取ニ於テ償之、余金有之時ハ頭取ニ於テ分配スルハ至当ノ儀ト奉存候事。

1. 米会所建造物之儀ハ、前頭之通出金致度儀ニ付、磯野小右衛門・進藤嘉七、私共并ニ米商共ニ於テ右出金高ニ応シタル共有物ト奉存候事。
1. 右浜地建造物之儀ハ、前頭之通頭取請負手数料之内ヲ以建營致候者ニ付、米商中ノ共有物ニテハ無御座ト奉存候事。
1. 右米市場浜地之儀ハ、米商中へ協議之上拝借シタル者ニ無之、道路往來人ノ都合モ有之、明治8年8月頭取限りニテ、官ニ乞ヒ拝借シタル者ニ付、従前ノ限月米売買被相廢候ニ付、頭取共ニ於テ返上仕候儀ニ御座候事

前条申上ル如ク、仮令共有物ト可相成候モノ有之ト雖トモ、私共ニ於テ是ヲ占有スルノ存意更ニ無之、大主意トナス處ハ、従前通米商盛大ニ致度存候ヨリ、共有物トナスヘキ建造物ニ於テモ、其儘相用度奉存候事、右ハ御尋問ニ付、米会所初發ヨリノ手續巨細奉申上候。

明治9年11月1日

第4大区4小区堂島船大工町18番地

田中丑松同居

田 中 喜 助

同区堂島浜通2丁目8番地

松 本 弥 助

山 本 新 次 郎

大阪裁判所 検 事 御 局

奉 差 上 手 続 書<sup>4)</sup>

1. 元米会所之儀ニ付、去ル10月31日、私共御召出之上、建造物并ニ附属ノ物品等、米商中ノ共有物ト否ラサルトノ性質御尋問ニ付、本月1日手續書ヲ以申上候所、猶元々頭取ヨリ金1,700円余引受候原由、并頭取名儀ノ成立上出来手数料ノ性質、巨細取調可申旨被仰付候ニ付、左ニ上陳仕候。

## 第 1 条

堂島元米会所之儀ハ、明治4年辛未4月7日、大阪府ヨリ左之通御布達ニテ御取建相成候。

今般堂島ニ於テ正米会所取建、商人共売買差許候条、此段相達候事。

但し難波御蔵米ヲ以建米ニ致候間、取引規則之儀ハ見込ヲ以可伺出候事。

辛未4月7日

大 阪 府

右同日、大眉五兵衛外6名、大阪府へ御喚出之上、会所頭取被仰付、其節見込ヲ以テ規則ヲ成シ可伺出旨御達相成候ニ付、同7日規則書差出候所、御許可ニ相成、爾後右規則ニ基キ奉務致来候儀ニ御座候。

前頭之通ニテ、米会所ハ官ヨリ御取建テ相成候者ニシテ、米商ノ共議ヲ以テ設立タル者ニ無之、頭取モ亦官ヨリ命セラレタル者ニテ、米商ノ公撰ニヨリ任セラレタル者ニハ無之候。此ヲ以テ頭取ノ職務ハ、米商ノ商事ヲ監督シ、税金ヲ取り立テ、之ヲ上納スルニ止リ、嘗テ米商ノ商事ニ参シ、共ニ利益ヲ謀ル者ニ無之、給料ハ固ヨリ官金ニシテ、決シテ之ヲ米商ヨリ取りタル者ニアラス、故ニ米会所ハ官ノ為メニ事務ヲ取扱フノ場所ニシテ、尋常ノ会社ニテハ無之、頭取ハ官ノ為メニ事務ヲ取扱フノ人ニシテ、社長ニテハ無之候事。

## 第 2 条

米商ナル者ハ、大阪府ニ願ヒ出テ許可ヲ得テ、大阪府庁ノ印ヲ捺シタル鑑札ヲ持スルヲ以テ免許ノ証トナス以テ米商トナリ、米会所規則ニ随ヒ商事ヲ取行フヲ得ル者ニ御座候。其商事ハ各来客ノ求メニ応ジ、其レカ為メニ米穀ヲ売買シ、規則ニ準ジ税金ヲ会所ニ上納シ而シテ客ヨリ口銭ヲ取り、以テ己ノ利益トナス故ニ、米商ナル者ハ各自ニ官ノ許可ヲ受ケ、而シテ各自ニ一身ノ利益ヲ謀ル者ニシテ、米会所ニ付属シタル社員ノ如キ者ニ無之、米会所ノ尋常会社ニアラサルハ前条ニ弁明ス其米会所ニ関係スル、事件ハ、只規則ニ照準シ税金ヲ収ムルノ一条ノミニ有之候事。

## 第 3 条

前頭取ヨリ私共へ引受タル金1,700円ノ原由ハ、朝入米過料金ト唱へ、米商ヨリ取立タル者ニ有之、其始末ハ米商ノ会所ニ入米スルハ、固ヨリ其取引キヲナシタル日ノ午後第1時ニ限ルノ定規ニ候所、動モスレハ之ヲ怠リ、翌朝ニ至リ届出ルモ亦儘有之ヲ名ケテ朝入米ト謂フ、此朝入米ノ儀ハ、会所ニ於テ手数數ナカラス、因テ之ヲ拒リカ為メニ朝入米ヲナス者ハ、過料トシテ銀5匁ヲ取り立ルコトニ取極メ、前頭取之節取立テ置キタル者ニ候所、右ハ兼テ前頭取共ニ於テ、堂島浜通1丁目23番地家屋敷（元米会所之コトナリ）買取候節、金子他借致シ居未タ返償済ニ相成居不申ニ付、此金ヲ以テ右ノ廉へ払ヒ、殘金ハ同所建築ノ費ニ充テ可申旨、私共拜命之節申繼キ有之候ニ付、其旨ニ從ヒ夫々取計ヒ仕候事。

但右過料金之儀ハ、明治6年3月規則改正ノ節、改メテ三重税ト称シ、悉皆官納致候様相成候。尤私共拜命ハ右改革後ニ付、私共拜命後ノ分ハ固ヨリ右1,700円ノ内へハ少シモ相交リ不申候事。

#### 第 4 条

出米手数料ナル者ハ、明治5年6月ヨリ取極メタル者ニ御座候。其始末ハ、何時ニ限ラス、現米ヲ引取ル者有之時ハ、右米蔵出シ入レノ節、会所頭取并ニ積ミ方ト唱フル者等出張奔走等ノ入費トシテ、左ノ通取立候。

##### 1. 米10石ニ付、手数料4升

内

第1項 2升5合 米取扱雇人へ相渡ス

第2項 5合 現米積方役へ相渡ス

第3項 1升 頭取出役人費ニ宛テ

右之項之内、第1項・第2項ハ渡シ切ニテ、其者ノ費用スルニ任せ、嘗テ過不足ヲ問ハス。

第3項ノ頭取へ請取ル分ニ於テモ、同様勝手ニ費用ニ尽スモ可ナル訳ニテ候得共、頭取共ニ於テハ、向成会所非常ノ入費ニ供セントノ心得ニテ、精々入費ヲ節儉シテ之ヲ積置キ候所、別段非常ノ入費モ無之ニ付其儘打過キ居候。然ルニ明治8年8月、米市場建築ノ節、多分ノ出金ヲ要スルニ付、幸ヒノ用ヒ所ト為シ、右入費ノ内へ払入候事。

#### 第 5 条

前条ニ記スル所ノ出米手数料ノ儀ハ、総テ實際現米ヲ受取ル者ヨリ直ニ之ヲ会所ニ差出スノ訳ニテ、此ノ手数料ノ内ニ米商ノ取ルヘキ分ハ更ニ相交リ居リ不申、米商ニ於テハ、只口錢ヲ以テ己ノ所得トナス者ニテ、己ニ市場ニ於テ売買ノ節口錢受取居候所、



現米受渡ノ節更ニ受取人ヨリ12銭5厘、渡方ヨリ6銭2厘5毛、各口銭ヲ受取り、己ノ受取ルヘキ者ハ已ニ爰ニ尽キ、其他更ニ無之候ニ付、前条出米手数料ハ、悉皆会所へ受取りタル者ニ相違之無、右手手数料ハ即チ實際現米ヲ受取ル者ヨリ差出シタル者ニテ、米商ハ只其取次キ人ナレハ、右等ノ金筋ニ於テハ、仮令ヒ幾許ノ積金ヲ生スルニ至ルモ、固ヨリ米商ノ関係スヘキ者ニ無之、且右金ノ如キハ、即チ手数料ノ名儀ニテ、其実現場ノ入費ニ充ツヘキノ者ナレハ、仮令ヒ自ラ差出シタル者ト雖トモ、猶之ヲ取り返スヲ得ル者ニアラス、況ヤ取次キ人タル米商ニ於テヲヤ、故ニ此等ノ金ニ於テハ、決シテ米商ニ関係無之儀ト存候事。右之通ニ御座候

明治9年11月6日

第4大区4小区堂島船大工町18番地

田中丑松同居

田 中 喜 助

同 区堂島浜2丁目8番地

松 本 弥 助

第六大区3小区曾根崎村140番地

山 本 新 次 郎

大阪御裁判所 検 事 御 局

事件調査の進捗にともない、被告側である米会所役員は、まず11月17日、元米会所頭取田中喜助・松本弥助・同次席山本新次郎が拘留入檻を仰せつけられ、同27日は堂島米商会所発起人すべて呼び出しをうけ、磯野小右衛門は町預ケ、鴻池善右衛門代理草間貞太郎外7名は遠足留メを仰せ付けられ、その都度召換をうけて調査がすすめられた<sup>5)</sup>。

1) 2) 3) 4) 大阪府取引所関係資料

5) 『堂島米商会所日記』(1) 17. 24. 65ページ

#### 4

この間、堂島・摂津両派の和議をはかるために調停を願うものがなかったわけではない。また大阪府権知事もそのような歎願をうけて、表面上は、「下方の相対に任せ候義に付、何分の差図に及びがたし」<sup>1)</sup>との態度であったが、全くこれを取り上げようとしなかったのではない。11月末の時点で双方の和解をすすめる説論をおこなっている。また双方

とも代理人を立てて協議をおこなう努力をしている。とりあえず、合田某の歎願書<sup>2)</sup>をあげよう。

堂島元米商之者苦情ヲ生候付和親為致度ニ付歎願

第4大区4小区

堂島舟大工町19番地

商 合 田 藤 房

1. 府下堂島米商会所創立之義、蒙御許可、本月2日開業相成、然ル処過日来ヨリ元米商中之内300余名種々苦情申立、既公裁ヲ仰候等之事件モ有之、旁々以昨今ニ至リ、右300余名之者別社ヲ結ヒ、新規米商会所創立ヲ出願ニ可及云々承リ候。此義若シ御許可相成候節ハ、甲乙2ヶニ相別、互ニ争論ヲ生シ、通商売買上ニ於テ不都合不敷、随テ米商一統營業之衰微トモ相成、困却ニ可及義ハ不俟論候。依テ雙方協同結社為致度存候。然ルニ種々内論ヲ伝聞候処、全ク元々此苦情之趣意ト申ハ、発起人鴻池善右衛門始外16名之者不行届ヨリ生シ候事件ニテ、則一昨7年12月、第138号御布告之趣ニ付、昨8年4月、発起人トシテ三井元之助始12名より、米商中へ示談之上創立奉願上候処、内務省より本年8月、甲第29号以、大蔵省甲第16号・同19号及ヒ同年6月心得違之趣ハ取消候云々被仰出候。左候時ハ昨8年4月創立之義及出願候義モ同様御取消可相成候義ト相心得候。其後当8月、発起人トシテ鴻池善右衛門始外16名ヨリ及出願候節ハ、米商中へ一応之示談モ無之、銘々一己之取計方之趣意違ヲ以、300余名之者苦情生シ候義ト伝聞仕候、依テ左之2ヶ条之方法ヲ以、雙方和議為致度存候。則左ニ。

### 第 1 条

1. 発起人之内ニテ役員定メ之義ハ、株主始米商一統之投票ヲ以役々撰挙致シ候事

### 第 2 条

1. 米会所其外2ヶ所之義ハ、従前之米商中之共有物トアラハ、発起人ヨリ相応之代価ヲ以買取、其金一旦従前之米商中へ渡スモノトシテ、夫ヨリ手元不融通ナル仲買之者へ、相応之利子ヲ以貸付ケ、融通便利ニ供フヘキ事

右ヲ以発起人始米商中之者御呼出之上、御説諭被成下候得ハ和議相整、以後米商之者并土地之隆盛ニ相成可申様奉存候ニ付、此段乍恐伏テ奉懇願候也

明治9年11月4日

右 合 田 藤 房

前書之通和議相整度奉願上度申出候付、奥印仕候。

5区内2等戸長 神 山 源 之 助

大阪府権知事 渡 辺 昇 殿

上記の歎願書は、表題のとおり、堂島米商中に苦情が生じ、会所側と和親をはかりたいとする1米商人の歎願である。しかしわれわれは、この歎願書を通読して、創立事件に関する葛藤の原因の1つとして、他とは異なった点が述べられていることに気づくであろう。すなわち、「元々苦情の趣意と申は、発起人鴻池善右衛門外16名の者不行届より生じ候事件にて云々」の個所の記事である。明治8年4月に、前年12月27日第138号布告米穀売買相場取引会社設立に関する布令により、三井元之助等12名の発起人が堂島米穀相場会社の創立を出願した。その時には、米商中へあらかじめ示談の上創立出願がなされた。しかし結果においてこの出願は却下された。ところがこの度の出願、発起人鴻池善右衛門外16名の場合は米商中へ一応の示談もなく、「銘々一己の取計方の趣意違」があり、そのことによって米商中の苦情があったとすところに問題がある。その間にどのような事情あるいは事前・裏面工作があったか、そのことを明らかにしなすえないが、端的に言えば、「三井元之助はよかったが、鴻池善右衛門はいけなす」とうけとれる文言である。そのことは五代の肝煎で、土居、田中を通じて鴻池、三井をとき、この業をすすめたことを前提にしてさらに類推が許されるならば、井上馨—長州—三井はよいが、五代—薩摩—鴻池はいけなすとの米商人の反撥が感じられる。

ところが、大阪府の行政の責任者であった権知事渡辺昇は、肥前大村藩士であつて、19才にして江戸に下り、安井息軒につき勉強し、齊藤弥九郎門下の剣客である。幕末動乱の機には、坂本竜馬とともに薩長間を往復し、維新の基礎がための功勞者であり、盛岡県知事を経て大阪府権知事に任命された人物である。かれ自身のこの機における立場も微妙なものがあつたことが推察される。しかし彼の態度は、五代同様に藩閥を超えたものであつたであろう。権知事としての渡辺昇の双方和親のための説諭を覚書<sup>3)</sup>によつてみよう。

#### 覚 書

11月22日、役員6名出頭仕候所、元米商300余名代人齊藤・竹清・山脇外5、6名御召出之上、権知事公ヨリ、双方へ御説諭被為在候、概略左ニ。

堂島ニ於テ米商会所許可ニ相成、既ニ本月2日ヨリ開業シタル所、従前之米商人300余名之者苦情ヲ發シ、入社モ致サズ別派創立出願ニ及タル、然ルニ堂島米市場ハ府下ニ於テ盛衰ニモ係ル第1番ノ場所トモ稱ス可キニ、前条ノ如ク苦情ヲ發シタルニ依リ、過日説論ニ及ヒシコトアリタル通、堂島ニツノ米商会所アリ、是ニ付テ夫々順序ヲ經テ開業シタルコトナレハ、今迄彼是申立ルコトハ措キ、合併シテ營業可致事肝要ナリ、別ニ今一ツノ会所創立ヲ企ルモ、原由ハ利益商ルタメナリ、同所ニ二箇所米商会所ヲ設ル時ハ、トテモ永続ノ程難見留、依テ今アル所ノ会所ニ於テモ、拾ヲノ物ヲ五ツ迄モ双方ヨリ勘弁シテ、一ヶ所ニテ利益ヲ得ルコト肝要ナリ、

右ハ抑テ申付ル事ニテハ決シテナシ、不伏ナレハ遠慮ナク申出ルガヨヒ、ナレトモ到底大阪府ヨリ見聞ヲ以、双方トモ商人ノ利益ヲ思フヲ以、昇ノ職掌丈ケノコトヲ申スト仰。三百余名代齊藤ヨリ上申スル、株ヘ加入致サスシテハ權ノナキモノニ付、加入申出シ所、加入致具不申ト上申スル、知事公ヨリ仰、夫ヲ憎ムハ当然ナリ、我等ニ於テモ極憎ム所ジヤ、併發起人ニ於テハ凡見込ヲ以、資本金積立タル者ナリ、故ニ是ヲ他ニ仮令レハ、頼母シヲスル、人員數ニ依リ入レテクレヌコトモアル、府下人民ノ保護スルハ我等職掌ダカラ申シテキカスノジャ、是迄ノ事ハ是迄ニシテ、是ヨリ先キノコトヲ考合シテ、賑々敷商業營ムコトヲ肝要ニスルガヨイ、風説ニ元米会所浜地之建物共有物と、凡元米商人之内ニハ土地ニ居らぬ者モアロウシ、死ンタモノモアロウシ、配当スルニモ六ヶ敷事トヲモウ、押テニヶ所創立出願シタ所デ、時宜ニ依リ、一モトラズ二モトラズトユウコトニモナラヌトモユエヌ、又夫是考合シテ申出ル様、トノ説論ナリ、

渡辺権知事の説論をうけた米商会所では、同月24日、早速に発起人株主を招集して、説論の趣旨にそって該件の善後策を協議したが、株主中田中・松本・山本は拘留中、井上・藤田・吉富は不参加で、協議決定までにはならず問題はもちこされた。こえて12月4日あらためて株主集会が開かれ、ようやく双方合併の議定書<sup>4)</sup>が、堂島米商会所の一方的な立場からではあったが決定され、接渉のための部理代人として兼松房次郎・芝川又平がえられ、堂島米商会所株主一同の名義で接渉の全権限を委任することが議決された。<sup>5)</sup>これによって交渉に交渉を重ね、ようやく一応の落着をみたのであるが、議定書どおりにはことはこばなかったようで、翌明治10年には再び紛争が再燃している。しかしその経過を明らかにする資料は現在のところここに示すことができない。

裁判所の調査審問は約8か月の期間を要し、明治10年5月15日にその判決が申し渡され

た。これによると旧米会所は米商中の共有物なることが認められ、米商中の申し立ては認められているようである。その結果、

申 渡<sup>6)</sup>

大阪府第1大区4小区北浜1丁目

平民 磯 野 右小衛門

其方共儀、從來米商之共有場所ヲ以、更ニ發起人ニ於テ、新立之会所ト為スニ、衆ノ苦情アラシクコトヲ量リ、協議ヲ經サルノミナラス、却テ之ヲ鎮圧セント、檀ニ出願シテ官ノ許可ヲ受クル科、雜犯律不応為重ニ問ヒ、懲役70日、贖罪金5円25銭申付ル

大阪府第4大区4小区堂島船大工町

田中丑松同居

平民 田 中 喜 助

同大区4小区堂島浜通2丁目

平民 松 本 弥 助

同第6大区3小区曾根崎村

平民 山 本 新 次 郎

右同文ノ從トシテ論シ、一等ヲ減シ、為懲役60日、贖ヲ聽シ、贖罪金4円50銭宛申付ル

京都府下京第4区六角通藤屋町

平民三井元之助雇代理人

大阪府第1大区9小区北浜3丁目

兼 松 房 次 郎

大阪府第1大区4小区今橋通2丁目

鴻池善右衛門雇代理人同町5丁目

草 間 貞 太 郎

同第4大区4区堂島浜通1丁目寄留

山口県下第20大区9小区瓦町

平民 宗 像 直 次 郎

同第1大区9小区伏見町4丁目

平民 芝 川 又 平

同第4大区4小区堂島北町

平民 長 谷 彦 太 郎

同区堂島裏1丁目

平民 備 中 嘉 兵 衛

同区堂島中2丁目

平民 高 岡 佐 兵 衛

其方共義、從來米商共有場所タルヲ知テ、更ニ発起人ニ於テ、新立ノ会所トナスニ、衆ノ承諾ヲ經ス、輒ク外発起人ニ同意シ、擅ニ出願シテ官ノ許可ヲ受クル、科雜犯律不応為輕ニ問ヒ、各懲役30日、贖罪金2円25銭宛申付ル

明治10年5月15日

大 阪 裁 判 所

となった次第である。

- 1) 2) 大阪府取所関係資料写
- 3) 『堂島米商会所日記』(1) 22ページ
- 4) 同上 31ページ
- 5) 同上 34ページ
- 6) 同上 85ページ